

第2回安芸市水道事業経営審議会 会議録

○日時 : 令和3年7月27日(火) 10:00~12:00

○場所 : 安芸市防災センター3階避難室

○出席者

会 長(議長)	岡田 耕治	元安芸市上下水道課長
委 員	野村 洋二	四国銀行 安芸支店
	濱田 学	安芸商工会議所
	井上 眞喜子	安芸市連合婦人会
	黒岩 由美	水道使用者代表
	小松 直子	水道使用者代表
	内川 慶子	水道使用者代表
	松井 協一	水道使用者代表

事務局	清遠 勲	上下水道課長
	田中 秀樹	上水道管理係長
	岩田 大輔	上水道管理係主幹

【事務局】

お揃いになりましたので、第2回安芸市水道事業経営審議会を始めさせていただきたいと思えます。

本日はご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、当審議会の副会長が所要のため欠席されております。

また本日の会には、オブザーバーとしまして、資料作成等にご協力いただきました、株式会社ぎょうせい様と株式会社 GPMO 様にご臨席いただいております。

それでは開会にあたりまして、当審議会会長より、ご挨拶いただきます。

…会長挨拶…

【会長】

それでは、日程にしたがいまして審議をしていきたいと思えます。

事務局の方から水道料金の改定内容の検討について説明をしていただきます。

【事務局】

事前にお配りしました資料で、「水道料金改定内容の検討について」と書かれた資料をお願いします。

今後の会の見通しとしまして、前回料金改定の必要性についてご説明させていただきましたので、今回は改定案をお示しさせていただいてご審議いただき、次回で皆様の意見を集約し、最後4回目で答申をまとめるという流れでいく予定であります。

それではまず、1ページ目をお開きいただきまして、ここでは適正な料金水準の検討の必要性ということで、前回第1回の審議会でご説明させていただいておりますので、おさらいとして簡単に説明させていただきます。

まず支出の増加についての二つの大きな要因があります。

南海トラフ地震対策等に関する支出の増加が見込まれるということで、震災後のライン確保のため、新水源の構築を進めています。

また、水道施設は高度経済成長期に整備されたものが多く、老朽化が進んでおりまして、計画的な耐震化や更新事業が必要です。

この二つの要因が支出増加が見込まれる要因となっております。

次に収入の確保としまして、人口減少や節水機器の普及等による水需要の減少によりまして、料金収入が減少し続けるため、純損益は令和7年度以降毎年赤字となる見通しです。令和16年度以降は累積欠損額が発生し、事業の継続が困難となる見通しとなっております。

安全で安定的に水道水を供給していくためには、赤字を解消し、将来の維持更新需要に必要な財源確保を見据えた料金水準を検討する必要があります。

2ページへ進みます。「料金水準の検討条件」というところにいきます。ここで料金といいますのは、量水器の使用料を含んだものを料金とします。

現行の料金表を、この2ページでは出しておりますので、確認していただけたらと思えます。

この現行の料金の特徴としましては、まず家庭用・営業用・団体用・共用栓と分かれ

ておりまして、営業用団体用が、基本料金ですと1,200円になっておりまして、基本料金、超過料金ともに家庭用より高くなっているというのが特徴となっています。

下の方に、平均的な家庭ということで4人家族くらいの一般的な水量として1ヶ月に20 m³使用すると仮定して試算しましたところ、大体下の計算になりまして、税抜きで2,000円の計算になります。これは上水だけの1ヶ月分の料金となりますので、下水がある場合には下水の料金が大体上水と同じくらいプラスになりまして、安芸市の場合2か月に一回の請求ですので、税込で言えば9,000円くらいの請求をする家庭のモデルということになっております。

それでは次の3ページに移ります。

ここから見開きで3ページ4ページのところで、料金改定のパターンを4つ示しております。

ケース1から4ということで、料金収入全体を15%から30%増収という4パターンを作成しております。これは、量水器の使用料を含んでの料金となっております。

まず、ケース1、料金収入全体を15%増収とするパターンから説明させていただきます。

前回、第1回の会議で諮問ということで、こちらからお示しさせていただいた内容の中に、用途別の料金を取っ払った、営業用・団体用・共用栓についてなくすということを考えておりまして、今回お示しするパターンでは、区分がないような料金体系で作らせていただいています。

料金とか改定率を載せていると思いますが、現行料金の家庭用と比較した改定率を載せておりますのでご確認いただけたらと思います。

基本料金と量水器使用料、右側にあります量水器使用料につきましては、増収を見込む割合、15%とほぼ同じ割合、改定率であげるような金額で設定しておりますが、超過料金11~20 m³で130円とか書いてあるところですが、ここは増収を見込む割合の15%より大きい改定率になっているのがわかると思います。その理由としましては、先ほど説明しました、営業用団体用というのとはもともと基本料金が1,200円だったところが、今回の15%のところ(ケース1)を見ていただいたら945円というようになりますので、基本料金だけかかっていた営業用の水栓については安くなってしまいますので、それを加味した上で、なおかつ全体を15%増収するためには、どこかを15%以上あげなければならないという計算になりまして、超過料金の部分でそこを補うという改定案を示させていただきます。

表の下のところでありますが、平均的な家庭、1ヶ月に20 m³使用する場合でどうなるかという、計算しましたら1ヶ月に税抜きで2,335円となりまして、335円アップ、率で言うと16.8%アップするという計算になります。

ケース2の方に移ります。ケース2は料金収入全体を20%増収とする場合の料金改定率となっております、考え方としては先程の15%のところと率が違うだけで基本的に同じです。20%増収の場合で、平均的な家庭ですと24%料金が上がってしまう計算になります。

ケース3は料金収入を25%上げるパターンですが、平均的な家庭では28.8%アップという計算になります。

ケース4 料金収入を30%増収とする場合の改定ですと、平均的な家庭でいうと、

33. 5%アップというような計算になります。

【事務局】

補足させていただきます。現行の料金体系は先程申しましたように家庭用、営業用等に分かれておりましたけれども、もともと営業されていた方が、営業をやめて一般家庭となったときに、本人様からの申告がなければ営業用から家庭用に変わったという判断が付きません。そういったこともあってよりわかりやすい料金体系にするためには、区分を廃止して、一つの体系にしたほうがわかりやすいということもありまして、今回こういう提示をさせていただいております。その関係で若干料金値上げさせていただきまされども、営業用で料金がかかっていた方が逆に値下げになる場合もでてきます。

そういうこともありますので、料金収入全体をアップさせるためには、改定率が増収分を上回って、例えば25%増収とする場合は平均的な家庭で28.8%アップの料金改定が必要というようなことになっておりますので、計算としてそうなっているということをご理解いただきたいと思います。

【会長】

ただいまのケース1からケース4、15%~30%の料金の値上げということで1案から4案までの説明がございました。なにかご質問等ありませんでしょうか。

用途区分が撤廃されて、量水器も含めて従量料金だけというような、その二つの体系に変わったということですね。

料金的に言えば30%上がるとかなり料金がかかりますね。今まで2,000円だったのが2,600円になると、15%でも335円あがる。2か月で今まで4,000円だったのが、4,670円、15%アップだと700円ほど増える。30%になりますと5,340円というようになります。

なにか質問ございませんでしょうか。

…質問なし…

【会長】

なければ次に進んで、次は15%から30%の改定をされた場合、収入がどれくらいになるかの説明に移りたいと思います。

【事務局】

5ページ、3. 試算結果というところを開いていただいて、ここでは単年度の水道料金収入がどのくらい増えるかということがわかるような資料となっております。これは令和2年度の実績から推計したもので、仮に令和2年度の料金がケース1から4でお示した料金体系だったら収入がどの程度増えていたのかを試算したものです。少し判りづらいかもしれませんが、水量別ではなく口径別で出した表になっています。

見ていただきたいのは右下の「増収見込額」というところで、一番右の欄がそれぞれ口径別でどれくらい増収になるか、減収になるかを示しています。

先程少し説明しましたが、営業用のところは一部減収になるところが出てまいります。

トータルで考えて、どのくらい増収が見込まれるといたしますと、令和2年度の実績ですと、15%の場合は4,000万円程の水道料金の増収が見込まれる計算になります。

同じくケース2の20%増収の改定を行った場合、どの程度増えるかといいますと、5,500万円程年間で増収となります。

次の7ページを開いていただきまして、ケース3、25%増収の場合ですと、同じく右下を見ていただいたら6,600万円の増収が見込まれます。

最後にケース4、30%増収のパターンでいきますと、7,800万円の増収が見込まれる試算になりました。

次の9ページを開いていただきまして、ケース1から4と現行料金の比較をグラフにしています。

このような感じで収入が増える試算になっております。

ページが飛びますが、12ページのA3の紙があるところで見ていただきまして、上から2段目の料金収入という欄があります。先程説明した分であれば、令和2年度の実績でどのくらい増えるかを出しましたが、12ページの資料で言うとどこから増えるかといいますと、令和5年度に料金改定を目指すという計画になってますので、令和5年度から増えているようになっていっていると思います。令和4年の料金収入のところが236,423千円と出ていると思いますが、令和5年度が271,977千円になっています。これは令和5年度に料金改定を行った場合こういうふうが増えていくという試算として作っております。

【事務局】

少し説明させていただきます。

基本的な考えとして、令和5年度から、ご理解を頂ければ料金改定をしていきたいと考えておりまして、それに基づく収益的収支の試算を行いました。この結果、令和5年度に料金が15%の場合でしたら4,000万円程増収になってきますが、やはり人口の減少が続いていきますので、どうしても料金収入は若干下がっていくという結果になっております。それを加味した中で、R13というところを見ていただきたいと思いますが、15%アップでこの料金改定でいったとしても、令和13年度の決算においては、経常損益が赤字になってしまうという状況が15%の増収分では出ております。

当然不確定な要素もございますけれども、皆様に安定的な水道を使用していただくために、建設改良費が膨らむことも一定想定しておりますが、さらにスピードアップをして耐震化を図っていかねばいけない場合もあると思いますが、現状の計画に基づいて15%の増収では令和13年度に経常損益が赤字に転落するという状況でございます。

次のページをめくっていただきまして、同条件で料金収入を20%増収した場合では令和15年、2年間、経常収支が赤字になるまでの期間が延びるという試算となっております。

続きまして次のページ、25%増収の場合どうなるかといいますと、令和17年度に赤字になってしまいます。

最後の30% これでも大きい増収ですけれども、これでも令和19年度経常赤字で、5%刻みで2年ずつ赤字になるまでの期間が延びていくという形になりますが、みなさんにご検討いただきたい内容といたしましては、水道事業を安定的に経営していくために

は、一定期間黒字が見込まれる経営状況にしていく必要がございますので、そういったことも加味していただいて、どの程度の市民負担を求めていくのがいいのかというところをこの改定幅、収益的収支の試算結果に基づいてご検討いただければありがたいと考えております。

【会長】

ただいま説明がありました通り、1案から4案までの部分で、どれくらいの収益の増が見込めるかという説明がございまして、収益的収支が示されております。

その中で、皆さん何かご質問ございませんか。

【事務局】

今説明させていただきましたものが一目でわかる物として16ページの「7. 試算結果」を見ていただきましてグラフが出ておまして、今後4パターンで変えていった場合収支がどうなっていくかというものになっております。一番下のグレーの部分が現行料金でいった場合どうなるかということになっております。赤字になるまでが、現行料金ですと令和7年度で、ケース1、15%増収の場合は令和13年、20%増収の場合、令和15年度、25%の場合だと、令和17年度、30%だと令和19年度ということで、令和5年度以降黒字経営が可能な期間を載せております。2年ずつ伸びていくという見通しとなっております。

【会長】

ただいまの説明で、特にグラフを見ていただいたら収支の部分がわかると思いますけど、水道料金についてはグラフのとおりです。

私から質問しますが、震災対策について補助金とか起債の国の補填とかいう部分についてなにかございますか。

【事務局】

管路の耐震化、配水池の耐震化については一定有利な起債であるとか、国からの一般会計、いわゆる市の財政からの繰入金の一部がございますが、大半は料金収入で賄わなければいけません。国の補助事業で耐震管に補修するのは、事業費の三分の一、一億円かかったら3,300万円補助がでます。あと残り6,700万程度を、料金収入と国からの借金、起債で対処しております。

結局起債は最終的には皆様からいただいた水道料金から借金を返済していく形になるので、負担が遅れるだけという形となります。

それから配水池の耐震化については、一般会計から1/4の繰り出し金いわゆる補助、一般会計が補助しなさいという決まりがありまして1/4負担。ただ、今年赤野地区で配水池の耐震化を行うようにしておりますけれども、一億六千万くらい耐震化にかかります。その1/4だったら四千万円、あと一億二千万円については借金と、自己資金で賄うような形になりますので、あまり大きな国とかの補助はございません。

基本的には独立採算でやりなさいというのが国の大きな水道事業に対するスタンスですので、基本あまり大きな補助はいただけない状況です。その他に、補助に乗らない、

昭和40年から50年ごろにやった水道管がまだ安芸市には大分残っています。それが今年度から、本格的に更新に着手しましたが、かなりの金額が発生します。それも財政計画の中では見込んで試算をしておりますが、VP管といって、非常に老朽化して、耐震性もない、割れやすい管がまだ多々ありますので、その更新をやっていかなければなりません。それは全額自己資金で賄わなければならない状況ですので、投資のほうはまだ非常に大きなものがかかっていると、ただご存知のように、災害が発生して、皆さんが一番困るのは水道じゃないかといわれていますので、なんとかそれを一日でも早く皆さんに通常に使っていただくためには、今のうちからできる範囲内で施設の耐震化であるとか、老朽管の布設替えをしておかなければならないというのが今、課の中で協議してどんどん進めてますので、少しは復旧復興の手助けになれるように今考えて、頑張ってお対応しております。以上です。

【会長】

財政措置、国の補填等は(現在の安芸市の水道事業の)財政状況がいいので、ないでしょうか。

【事務局】

今は財政状況がいいので、財政状況が悪いところには一定補助する制度がありますけれども、高知県内は比較的どこも財政状況、水道の経営状態がよろしいので、国が大きく補助する制度にはなってないです。

【会長】

水道事業は起債についても国の補填がないと。

元々水道事業そのものが、国とかいう部分じゃなくて独立採算というのが基本ですので、あんまり国の補助金等はないんですけど、要望はしていかなければならないですね

【事務局】

基本、会長がおっしゃいましたように独立採算でやらないかんというのが大前提であります。

皆さんが水道を節水意識が高まって水需要が減ってくれば、収入が確保できない。それをどういった対応するかというと、国の方は基本的には料金を改定して、財源を確保しなさいというのが大前提で、水道事業というのは運営されております。

ただ、地震対策とかで、非常に費用がかかってきますので、そういったものについては県下の市長会を通じて国に、安芸市だけでなく高知市とか全部の市町村から、補助してくださいというような要望はあがってますけど、現状、厚生労働省が主管ですけども、健全経営ができる場所は、そこまで手助けをする必要はないのではないかというのが国の考えで、まだそこを突き崩せていないというのが現状です。

【会長】

料金改定にあたっては、先程説明がありましたとおり、独立採算性が基本なんですね。国とか県とかの補助とか、起債の補填とかいうのはあまりないというのが基本です。

その中で先程言いましたように15%から30%の改定、それに基づいて何年経営ができるかというのが示されているグラフという形で、前回の改定は平成11年だったと思います。17%のアップで約22年くらい。本来、基本的には10年くらいは最低限持たないと、工事の見込み等が立てにくいというのが水道事業です。その例で行きますと、20%アップで大体10年になりますね。10年スパンくらいがいいかと思いますが、ただ、市民の皆さんは新型コロナウイルスで厳しい状況がありますので、そこらあたりも含めて皆さんにご意見を伺えたらと思います。

【事務局】

市としては水道だけではなく、人口減少に歯止めをかけないといけないというところで、色々な施策を行っています。少しでも人口減を少なくするために、有効な手立てが打てれば、水道も料金収入が確保できていくというのがあります。あまり先、15年先とか先を見込んだ料金改定ということではなくて、少なくとも会長がおっしゃってくださったように10年1スパンというのが一般的な考え方のような感じです。その中で、大体5年度に料金改定をしてから5年程度経ったら、その時点での水道の経営状況を経営審議会に諮って、その時点の経営状況の分析をした中でご報告して、あとどれくらいで今回のような話をしていく必要があるのかということも踏まえてしていくことが大切であるという状況です。

現状は、平成11年4月に料金改定してから経営審議会でお話をさせていただいておりませんので、今後は改定の時だけではなく、間でも経営状況をご理解いただくという審議会の開催をしていかなければならないというふうに考えております。

そういうことを踏まえてご検討いただきたいというふうに思います。

【会長】

ご意見今のところ出ていませんがどなたか。

【委員】

聞きたいと思っていたところを事務局が言ってくださって、結局ゆくゆくは赤字になるということが見えます。

それはそれでいいんですけど、最初の何パーセント上げたらどれくらい増収するというのを説明していただきましたが、これを実際に上げたときに市民の皆さんが納得してくれるか。なんで上がるんだと言われたときにどう説明するか。

だから今言われたみたいに10年スパンで見ながら、今年は配水池の工事をする、あと古い配水管のところのどこの工事をするから、これくらいの費用がかかるということを常に計算してないと、いくら15%上げて何年黒字になるといっても、市の水道事業だけが儲けて、と言われることがあるかもしれない。

ここにこれだけお金があるのでこういう形で「この10年間はこうやりますので料金を上げます」ということや、次は5年毎に計算して、やはりもっと上げないと足りない、という細かく開示してあげるのものがないと絶対納得はしてくれないと思います。

やはり何が一番大事かというのを納得してくれるというのが一番大事だと思いますので、そこをきちっとしてもらわなければ、どれくらい上げないと赤字になります、だけでは

市民は納得しないし、私たちも納得できないです。

そこが一番大事だと思いますので、こまめに見ていくことが必要だと思います。独立採算というならそれこそ長期的な計画というのを、収入に対して、どこを直さなければならぬ、どこに費用が見込まれるから、これだけあげさせてほしいというのをキチンと言っていくことが必要でないかと思います。

【事務局】

ご指摘のとおりだと思います。

市としても、今重要な事業として取り組んでいる計画を持ち合わせているものを順次、来年度にはみなさんにお示しして、こういった形で水道事業の整備計画を行っておりますというのを明確にしていく必要があると思います。

それとあわせて、それには費用がかかるということと、それから人口が減ってきて、料金収入が落ち込みがありますということも十分ご理解いただけるような説明をしていかなければ市民の方に納得してもらえないというふうに考えております。委員のおっしゃる通りだと思いますし、料金を30%あげたとしても令和19年には、また赤字に転落するというようなかたちになっておりますので、順次、事業の効率化であるとか、計画の見直しをして、いつまでも市民負担を求めていくだけのことではいけないというふうには考えております。

【委員】

今まで農地とか山林だったところで、そこまで水道管が通る場合には個人負担を求めるのがどこからどこまででしょうか。

【事務局】

一つの例を言わせていただければ、個人さんであれ、どこかの事業者であれ、宅地造成して水道をひいていく場合については、それは事業主のほうで、現在水道がある場所から引いていただきます。最終的に事業主が管理をしにくいから、市に財産を移管するというのであれば、市が財産を引き継ぎます。今、下山の国民宿舎があるところ、あそこの上もかなり開発しておりますけれども、あれは開発した業者さんが水道をひいて、その財産を市に管理してねということで移管されております。あくまで、無節操といいませんけど、どんどん開発したものに市が水道を引いてくれと言われても、それは明確にお断りして、開発される方で水道を引いてくださいということです。

その費用はどこに行くかという、売る時に費用を加算して売っていると思います。それで、もう一つ、市が内原野に住宅団地を作りましたが、住宅団地の特別会計の中で水道を引きました。その費用は住宅団地を買った方にご負担願っています。ただ管理については、先程申し上げましたように、財産を市の方に譲渡するから管理してくれという契約でやっています。あくまで大規模な開発とかいうときには全部事業者になるし、離れているところに家を建てたい、そういう場合にも個人さんの負担で引いていただいています。

市が現状の給水区域をどんどん広げて、水道管をひいていくということは現状ではしていません。

【委員】

反対に、例えば今まで5,6件の家があって、集落としてやっていたところが、10年20年経ってだれもいなくなった場合に、そこに引いてある水道を使わなくなった場合に市の管理としては、どこから閉めるのでしょうか。

【事務局】

基本、給水していたところについてはどうなる状況かわかりません。

市が管理しているところは活かしておかなければならないと思います。

ただ明らかに、集落の何件かが、そこに住む必要がないということになれば、やはり事業の効率化を含めて、手前のところで給水管を止めて、水を送らないというようにするというのも考えていく、ダウンサイジングといますが、規模縮小ですね、安芸市でもそういうところが出てきていますので、給水区域を狭めていくということもやっていかなければならない。水道管を切るという形になってくると思います。

【委員】

そういうことも見込みながらの試算ということですか。

【事務局】

そうです。ただ、その地区の方の同意も必要ですし、本当にそれで将来にわたってそこに住まないのかということも市でなかなか判断できないので、かなり時間をかけて地域の方との合意をとらなければできない話ではあります。

【会長】

よろしいでしょうか。他にご意見などございませんでしょうか。

水道事業につきましては、先程ご意見があったように、計画では令和5年度に料金改定の予定となっておりますので、市民に対しては当然のこととして、工事計画、どれくらいのお金がかかって、収益的収支にどれくらい跳ね返ってくるか。そういう部分についても十分に説明できるような内容で対応をお願いをしておきたいと思っておりますのでお願いします。

他にご意見等ございませんか。

【委員】

12ページから、4枚ありますけれども試算結果を拝見しましたが、赤字の主な要因というのが減価償却費だと思いますが、減価償却費はどのように試算したのか。設備投資が大きいと思いますので、別途開示説明すべきかと思えます。

今年度と令和21年度を差し引きしたら減価償却費が6,650万円くらい増えておりますけど民間の考えでは、減価償却費と経常収支を足したものが、簡易キャッシュフローと考えておりますので、それを考えると簡易キャッシュフローはプラスではないかと思えますが。

【事務局】

減価償却費については、先程申しました、新水源の関係の事業を令和5,6年くらいそのあたりで集中してお金をかけてやるところでありますので、そのあたりから減価償却費が大きくなるかという試算になっております。

【会長】

お金はあるけれども、減価償却を入れれば赤字になる。わかりにくいですが、減価償却分はお金として残っております。委員が指摘されたのはそこで、お金としてはあるのに、料金の改定をするというところがクエスションの部分だと思いますが、減価償却費そのものが次の資産の構成というようなという考え方です。

【委員】

それを思えば、単純に今後の償却を考えると最低でもケース3の25%の値上げが必要かなというのが個人的な考えです。

【事務局】

ご指摘のとおり、正直言いますと、25%あげてもですね、他の市町村でもそれくらい値上げをしているのが実態でございます。ただ、安芸市の場合、20何年間黒字の経営でやってきたものがなんで急激に、という話もでてきますので、なかなかどこまで上げていいのかというのが、市民の方々の負担感というのも水道事業としては検討していかなければいけないのかなと、それと今後経費節減を進めていくようなことも検討して行って、ご理解いただける料金改定幅にしていく必要があるのではないかとというふうに思います。ちなみに今、安芸市では、2か月に一回、偶数月にメーターの検針をしまして、奇数月に請求させていただく、隔月検針・隔月請求という仕組みをとっております。これは以前の料金改定に合わせてやってきております。（それまでは毎月検針・毎月請求だった）こういうことも経費節減の一種ですので、経費削減策もあわせて検討していく必要があるのではないかと考えております。

一方料金が高くなることによって、2か月に一回どんどん引かれるのは厳しいと、特に下水道が入っていたらさらに（一回あたりの請求金額が高くなる）ということもありますので、その辺の対応もどうするかということも、市民に気持ちよく支払っていただける方法も検討していく必要があろうかと思っております。

料金改定して滞納も増やしていってしまうと、何の意味もありませんので、そういうことも含めて総合的に判断していく必要があると思っておりますが、現在この試算の中では経費削減策は含んでおりませんので、そういうことも併せて検討していきたいというふうに考えております。

【会長】

他にありませんかね。少し質問ですが、新水源は震災対策で、取水能力が倍近くになりますか。

【事務局】

新水源について少しお時間いただいて説明させていただきます。

ご存知のように、市の庁舎は南海トラフ地震のL2、大きいほうの被害想定では7メートル程度浸水するというので庁舎移転を決めた経緯がございます。それに先立って、平成27～28年頃に水道庁舎については、防水工事をいたしております。

ただ、水は入らないかもしれませんが、壊滅的被害を受けるのはほぼ避けられない。今、水道庁舎の下の水源は安芸市の水道事業の心臓です。あそこが使えなくなると、皆さんへの水道の供給が滞ってしまいます。

他に水源があるのは、JA本所さんの北と、川北の清香園の南の方にありますが、全部津波の浸水区域です。浸水区域でないところにある水源は現状、入河内は別として、井ノ口だけになります。

ほぼ水の供給が滞ってしまうというのがあって、市が庁舎を検討しているところから西へ行って帯谷川に沿ったところで調査しています。水量的には今の水道庁舎で一日くみ上げる量以上の水が確保できそうです。

それは、下流域に菊水酒造さんとか高度紙さんが営業しておりますので、それに影響してはいかんとということで慎重に調査を行いました。現状で全く影響がでていないということでしたので、そこに水源を構えることによって、途中管路の耐震化が必要ですが、いつでも水が汲める状況が生まれそうであるということが確認できております。

それを令和7年に稼働できるように今準備を進めておりまして、それができると一時的には水がとまることがあるかと思えますけれども、長期、何か月単位で給水できないという事態は避けられるというふうに判断しております。それがおそらく10億円こえるような費用にはなりますが、それは市民生活、災害からの復興という観点からすると、最優先課題とわたしどもは考えております。

水量的には現状の皆さんへの給水ができるような水量が確保できるという状況です。新水源についてはそういう状況です。

【会長】

実質的には過剰な給水能力が発生してくると、震災対策がありますけど、ただ、今の安芸の市役所の水源地と、令和7年に完成する水源地、その二つが必要かということの検討、維持管理などがございますので、二つの施設が実際にあるのかどうか。

【事務局】

いるかいないかといえば、地震がなければわたしどもはいいと思っています。

ただ、市民生活の早期確保、震災からの復旧ということ考えた場合、それが無くては安芸市として復旧復興が図れないという考えています。

その代わりと言っては何ですが、赤野にある水源一つを廃止するとか、JA本所裏の第三水源を廃止するとか、ダウンサイジングを図りつつ、その施設を動かしていくというように考えています。

【会長】

併用で動かすと、第三水源地とかそういう部分については必要最小限、水量的には確保できるわけだから廃止するというような考えもあるということですね。

実質、新たな水源で余裕を持つような形にすれば、今の水源地そのものは震災後どうなりますかね。

【事務局】

最終的には震災後に使えなくなるという危険もあります。例えば、塩水化、塩分濃度が上がってくることも懸念されています。潮位の変動によって安芸の地下水が、若干変動しているようです。震災があったら何があるかわからないということで、塩水化になってしまうと、回復するのに10年から15年単位でかかるということもあるようです、東日本大震災の時に塩水化して、使えなくなった水源地もあるようです。そういうこともありますし、仮にそれがなかったとしても、安芸水源を動かせるようになるのに果たしてどの程度日数がかかるかということも懸念しております。

やりすぎかもしれませんが、新水源は災害の対応としては必要なものであると考えています。

【会長】

新水源は必要と思います。ただ、新水源で今の使用水量を十分賄えるという形にしたうえで、2つの水源地を持つ必要があるのかということについて、市民に説明が必要と思いますので、そのあたりを整理したうえで新水源の工事にかかっていたかという形にしていきたいと思います。

他に質問はございますかね。

【委員】

水源ですが、今言われていることを聞いたら、新水源と、高度紙さんと菊水さんが同じ水脈を使うということですよ。

【事務局】

あくまで地下水ですので、どのようになっているかわかりませんが、まず、高度紙さんは帯谷川沿いで取水していますので、ほぼ同じ水脈と思います。菊水さんは本町にある工場に使われていますので、それがもっと広い範囲からきているのかということもわかりませんが、ただ、安芸の大きな水脈が平地に3本ほど通ってしまっていて、その一番大きい水脈が帯谷川沿い、それが四国山地に降った雨が地下に浸透して海まで流れているということですので、基本的に安芸市で地下水が枯れるとかいうことは、浅いところは別ですが、25～30メートルの深いところが枯れるということはずありませんので、湧水になるという心配はないというように聞いています。

【委員】

一応、新水源のところと、他にもまだあるということでしたが、場所はわかっているのでしょうか。

【事務局】

ちょうど安芸市がやろうとしている帯谷川沿いと、全農さんの大きい倉庫作ってしますけど、大体あの筋ですね、それからもう一つが、新庁舎の立つところの少し東の方その三本が大きな水源があるようです。それは安芸市が電気観測やりましたが、かなり水があるところがあるということで観測できました。

しかも高度紙さんや安芸市がやっているのは粘土層を突き破って 25～30メートルくらいの間の本当の地下水で、農家さんのは10～15メートルの浅いところですので、全然違うところですので影響はほぼないだろうというのが2回続けて調査しましたが、現状では何の支障も出ていないという状況です。

【会長】

赤野の水源地はどういう状況でしょうか。

【事務局】

赤野は今水道庁舎の下から水を、平成24年頃から工事をして、赤野まで送っていますので、赤野の水源は一つしか実際動いてない。東赤野にある水源のみです。

【会長】

取水施設とか、揚水施設とか、色々水道はいっぱい施設があります。お金がかかる事業ですね。

【委員】

先程水源が二ついるのかとあったが、水源を一つに頼るのかと私は思いました。

【会長】

市民が使う水量は決まっていますので、水源でくみ上げる水が今まで安芸の市役所でくみ上げていた分で足りていて、新たに震災対策として新水源を作って同じくらいの水量を確保できるとなったときに説明責任として、二つもいるのかという部分も説明をお願いしたいと思います。

他にはありませんかね。

【事務局】

説明が途中のところがありますので戻りますが、10ページに戻っていただいて、前回の諮問の内容に入っております、「新設分担金」と「浴場用料金」という新たな制度を創設するということの説明になります。

まず、新設分担金の方ですが、水道は新設するとき、家を建てたりしたときに支払っていただく新設分担金制度というのを創設する予定です。下に新設分担金の金額の案を示しています。

口径別にした金額はこういうものです、後ろのほうに、県内各市がどうなっているの

かというのを載せております。18 ページを見ていただきましたら、県内の他の市でいいますと、土佐市と安芸市だけが新設分担金をとっていないという状態ですので、安芸市は案ということでこの金額を考えています。一番右下のところに他市の平均が大体これくらいで、今回新たに新設するので、他市より少し低いくらい、平均に近いくらいの金額で設定したらどうかということで、この金額で提案させていただいています。

これによって、どのくらい収益が上がるかというのが、11 ページのところに試算を載せておまして、これは平成 28 年～令和 2 年度で実際どの程度新設があったかという実績に基づきまして、5 か年で平均した試算している状態です。

これで試算しますと、単年で 373 万程の収益、これくらい収益があるのではないかという試算となりました。先程グラフで見ていただいた、いつ赤字になるかというグラフの中の収入にも含んだ金額となっています。水道料金も改定して、なおかつ新設分担金も新たに入ってくるということで試算しています。

【事務局】

新設分担金と言っていますが、水道への加入金として土佐市以外では以前からいただいているようです。

高知市の水道業者さんが、安芸で家を建てるときに、安芸市は加入金はいらないのか？ということ聞いてきます。「他では（新設分担金を）とっているのに、安芸市はとっていないんだね」ということを以前から言われてましたので、料金改定に併せて、こういう制度も創設させていただきたいと思えます。

今、既に水道を引いていただいている方が、本管から取り直すのではなく、家の中を改造する場合についてはこの加入金はいただきませんので、新たに水道の本管から水道をとるという場合にのみ頂くような形で考えております。皆さん既に使っていますので、新たにお家直すときにもまたいるのか、ということにはならないというように考えていただければと思います。

【会長】

只今、分担金の説明がありましたけど、何か質問ありますか。

【事務局】

すみません、もう一つ 10 ページの浴場用料金、これも前回諮問で触れましたが、新たに浴場用の料金を設定しようと考えています。現在安芸市では元気風呂、こまどり温泉がありますが、現状では元気風呂もこまどり温泉も安芸市の上水道を使用していますので、料金収入がこれによって増えるということではありませんが、今後、浴場を作るというところが出てきた場合に制度として整備しておこうということで作っております。

この金額につきまして、基本料金は無し、従量料金だけ 1 m³につき 50 円という設定とさせていただいております。これにつきましては他市の状況を考えまして、大体このあたりでどうかというところで、19 ページに浴場用料金を設定している県内他市の金額を載せております。ここで安芸市の案で言うと平均というかそんなに高くないところで設定しています。

お風呂屋を始めるところがない場合は、影響がないものではありませんが、作っておくところがございます。

細かい例で言えば、今までであれば営業用、団体用だったのが、新しい料金体系で言いますと、20 ページを見ていただきまして、用途別の水道料金のうち県内他市の状況ということで載っておりますが、安芸市のところでいうと、現行が家庭、営業、団体、供用というのが、新しい案で言いますと、全部取っ払って、あとは浴場用があるだけという体系にしたいと考えています。

現状これに一番近いところでは四万十市のところを見ていただければ、統一料金ということで四万十市だけがそういう体系（区分がない料金体系）になっています。安芸市はなるだけシンプルにしたいと思っております。

【会長】

以上、新設分担金と、浴場用料金の説明がございましたが、何か質問等ございませんか。

分担金については公共下水道でお支払いをしていただいた方もおられるかと思いますが、水道は今までなかったということです。300 万程度の収入というようなかたちになります。

【事務局】

最後、残ったところの説明をさせていただきます。17 ページを説明していませんでしたので。

17 ページから後ろは県内他市の状況ということで、先程見ていただいたところもありますが、17 ページは水道料金、量水器使用料を足した、水道料金の比較を載せています。現行の料金で言うと、下から三番目くらいですが、一番下のところに安芸市が 15%、20%、25%、30%増えた場合にどうなるかというのを載せておりますが、どのぐらい増えたにしても、右のところにも他市の平均というのがあると思いますが、それよりは高めにはなるという試算になりました。

【会長】

今回は事務局の料金改定案についての説明がありました。次回の段階で、審議、協議をしまして最終答申にもっていくという流れになりますが、今日と次回という形で、取りまとめをしていかなければならない段階になってきましたので、全体でかまいませんのでご意見ありましたらお願いします。

【事務局】

最後の 21 ページ県内他市町村になりますが、今度は最近料金改定を行ったところとか、料金改定をどういうふうに行ってきたかという他市町村の状況が載っております。

最近やったところで言いますと、土佐市、四万十市、土佐清水市、下にあります、いの町、四万十町、東洋町、佐川町、仁淀川町とありますが、改定幅で言いますと 20%とかが多いのかなど、他市の状況をみたらそんな感じになっております。

上げてないところもありますが、参考に見ていただけたらと思います。

資料の説明については以上で終わります。

【委員】

資料 12 ページ試算結果が出ているんですが、いくつか疑問があったんですが、解決した部分もあります。

一つ目は、収益的収入は市民に値上げを求めるのであれば収益の部分で再考できる場所がないか見ていたんですが、補助金の中の、他会計補助金が減ってきているという部分が疑問があったんですが、先程の説明で、独立採算性の部分もあるし、補助金自体が国の考え方があるということで、ただ、そこらあたりは要望いただけるところで理解したところであります。

支出の方をいかに抑えるかという部分があって、若干疑問なんですが、例えば職員給与費のその他の部分がかかなり大きいと、あるいは経費の中のその他動力費とか修繕費とかと比べても大きいなど。

ここらあたりがどういった形で使われているのかというのがわかればすごく納得ができるのかなと。「その他」はどこにも当てはまらないものを詰め込むイメージがありますが、経費の部分の金額の大きさをもっと説明いただけたらと思います。

【事務局】

職員給与費のところの「その他」というのは法定福利費とかそういったものです。

経費のところの「その他」については、検針の委託料であるとか、そういったものが含まれています。シルバー人材センターに年 6 回検針委託をしている手数料であるとか、料金・財務会計システムの維持費とかそういったものがあります。

【会長】

明細を見ますと、決算書をみれば細かく出ていますけれども、収益的収支だけでいうと細かいところで非常に判りづらい。

【委員】

監査とかもしっかりされていると思いますけれども、こういうふうに出てきた場合、これはなんだろうかと疑問でした。

【会長】

この中で一番大きいのが人件費、減価償却費ですね。

【会長】

全体的に何か質問ありませんかね。

収益的収支にしても資本的収支にしても、細かくみれば工事計画等が入っていますので、その辺も市民説明の上では必要で大まかな数字ではなく、説明を求められる内容かなと思います。

その他全体を通じて質問はございますか。

【委員】

上水道の料金があがることによって下水道の料金が上がることはないですか。

【事務局】

上水道事業と下水道事業は別個の考え方ですので、今下水道については料金改定をする計画はございません。というのも、今、公共下水道の接続率が約67%です。少なくともこれが、75%とか80%の接続率になって、一定皆さんに下水道を引いていただいているという形になるまでは、なかなか今つなげてくれている人たちだけ負担を増していくというのはいかがなものかと考えておりますので、当面下水道は使用料の改定をできる状況ではないと考えております。あくまで今回は上水道の料金の改定のみです。

【会長】

よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。

水道の給水地域は非常に広いですから、東は安田町の境、西は芸西村の境まで水道管が入っていますので、奥についてはあまりありませんが、海岸線はずっとつながっています。入河内とか、奥の方で言いましたら安芸ノ川と大井、その二か所ですね。今後入河内とかの配水池の耐震化等の更新が控えています。

他にありませんかね。

次回は15%~30%の取り決めもしていかなければなりません。

【事務局】

先程、色々なご意見をいただいて、精査して市民にご理解いただけるように、例えば新水源とか施設の更新計画であるとか、早期にホームページなりそういうものに示して少しでも、料金改定が必要だと理解を頂けるように取り組みを進めていきたいと考えています。

それは、少しでも早く対応させていただきますのでよろしくお願いいたします。

【会長】

十分な説明が次回にはなされるような形になると思いますので、今日他に質問がないようでしたらこれで終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは今日の審議会につきましてはこれで終わりたいと思います。